不利益処分の処分基準

処分の内容		組合の設立認可の取消し（個人施行者（市町村を除く。）及び土地区画整理組合が施行する土地区画整理事業（１の市町村の区域に属するものに限る。）に関する事務に限る。）
根拠法令及び条項		土地区画整理法第１２５条第４項
所管部課係名		まちづくり未来部都市計画課都市計画係
処分基準	関係条項	
	基準（未設定の場合はその理由）	法第１２５条第４項の規定による。 ４　都道府県知事は、組合が前項の規定による命令に従わない場合又は組合の設立についての認可を受けた者がその認可の公告があつた日から１月を経過してもなお総会を招集しない場合においては、その組合の設立についての認可を取り消すことができる。
	参考事項	
	設定等年月日	平成２７年４月１日設定（平成　年　月　日最終変更）